

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六号

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「組合員等の」を「組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の」に改め、「（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理施設を併せて取得し、組合員等に取り予約付きで賃貸するものを除く。）」を削る。

第三条第二項の表第五号中「事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会」を「事業協同組合等（事業協同組合又は協同組合連合会をいう。以下同じ。）若しくは事業協同小組合、当該事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合」に改め、同表第六号中「特定中小企業団体」の下に、「当該特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合」を加え、同表第九号中「事業協同組合若しくは協同組合連合会」を「事業協同組合等」に、「組合員若しくは所属員」を「組合員等」に改め、同表第十号中「事業協同組合若しくは協同組合連合会」を「事業協同組合等」に、「組合員若しくは所属員」及び「組合員又は所属員」を「組合員等」に改め、同条第三項の表貸付区分の欄の三中「事業協同組合若しくは協同組合連合会」を「事業協同組合等」に改め、同表限度額の欄中「貸付けの相手方」を「事業を行う者（施行令第三条第一項及び第二項に掲げる事業を行う者をいう。）」に改め、同表利率の欄中「年〇・五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改める。

第一号様式中「~~貸付~~」を「~~貸~~」に、「~~中~~」を「~~中~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの

決定を受けた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。